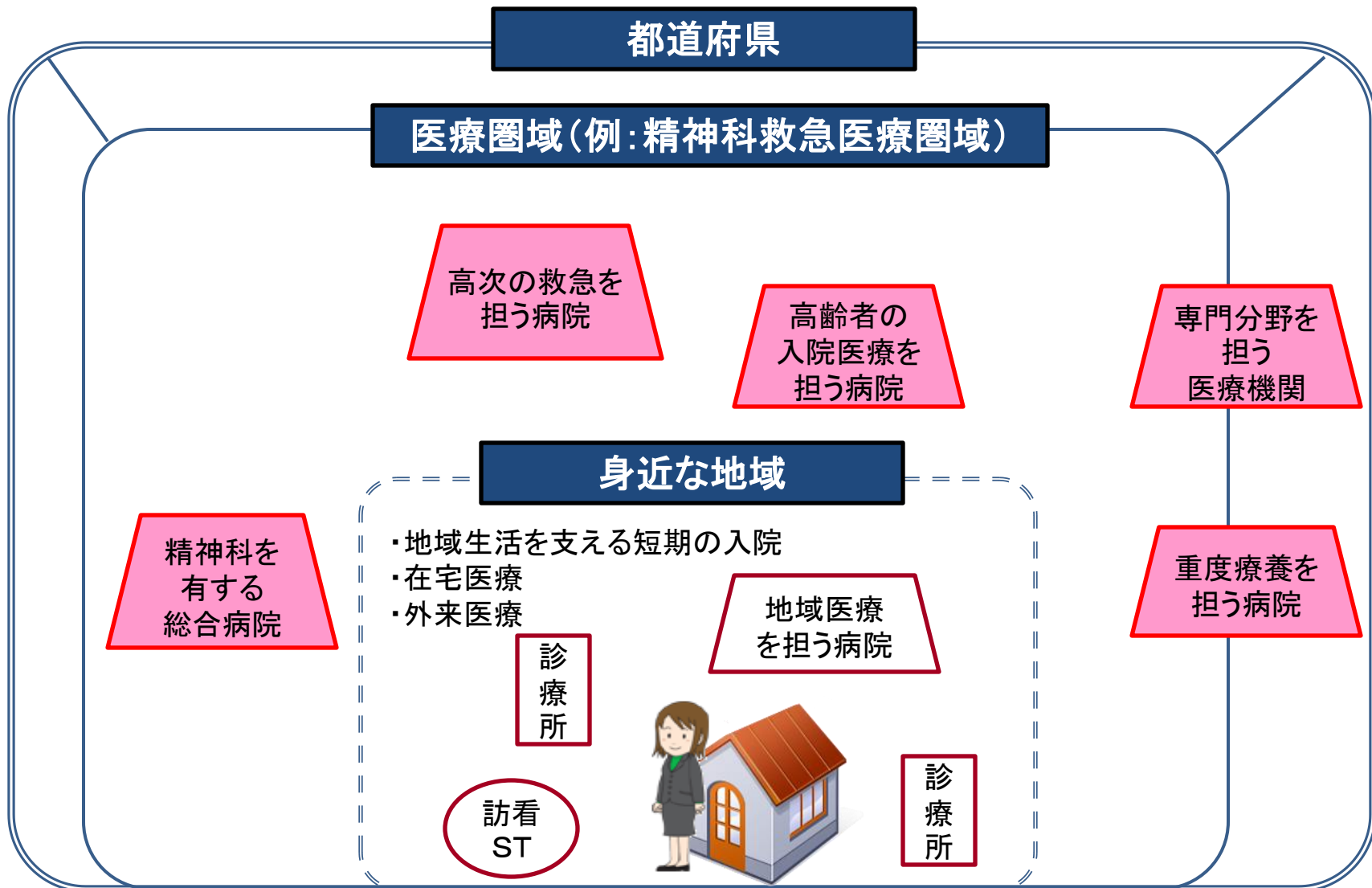


地域における医療機能の確保(イメージ)



- ◆それぞれの機能に応じて身近な地域・医療圏域(又は都道府県)毎に医療機能を確保
- ◆各医療機関が連携して住民への医療を提供
- ◆1つの医療機関が複数の機能を有することもある

地域医療体制と精神科医療機関の機能 ②

現状と課題

○医療計画においては、主要な事業ごとに医療機関の医療機能や医療連携体制について明示することとされている。

○医療計画において、精神病床数については都道府県ごとに基準病床数を定めることとなっているが、精神科医療は、医療計画に必ず記載すべき「4疾病5事業」に含まれておらず、都道府県における疾病の状況等に照らして特に必要と認められる場合に記載すべき事項となっている。

○「救急医療等確保事業(5事業)」の対象は、地域において特に確保する必要性が高い医療であり、現在、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療が対象となっている。

○医療計画に位置づけられることにより、
・地域において必要な医療機能や、医療提供体制における個々の医療機関の役割が、数値目標とともに明確化されるとともに、
・都道府県の医療計画を基礎として、その実現のために様々な政策的誘導が図られる等の効果が期待される。

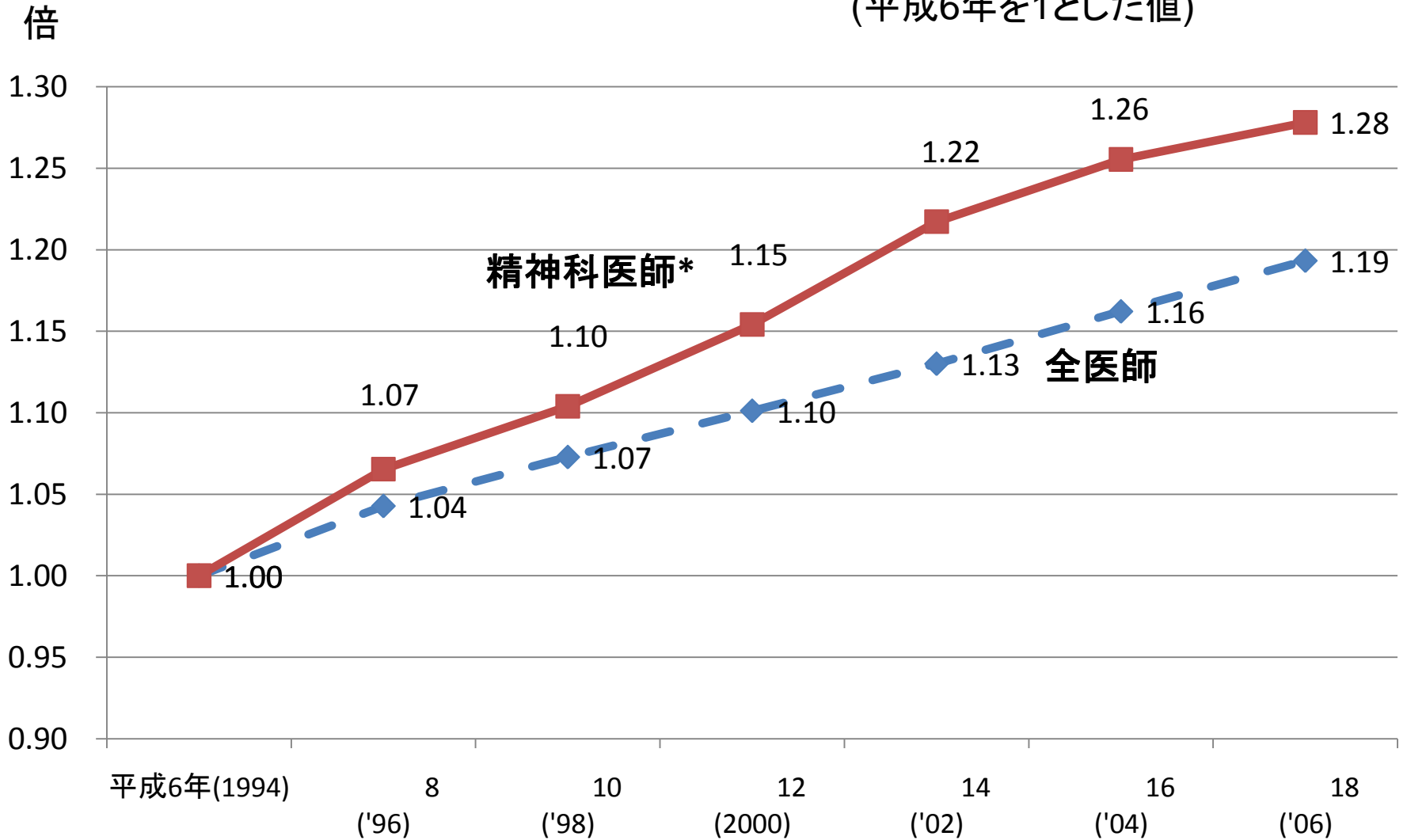
検討

- 精神保健医療体系の改革に当たって、地域のニーズに応じて、精神科医療の様々な機能に関する提供体制や、医療機関の連携体制を構築するため、精神科医療の医療計画の「救急医療等確保事業(5事業)」における位置づけについて、検討すべきではないか。
- 医療計画に明示されるべき医療機能、医療連携体制及び圏域設定の具体的なあり方について、さらに検討すべきではないか。

3. 精神科医療機関における 従事者の確保について

医師数の変化

(平成6年を1とした値)



* 精神科医師: 精神科及び神経科の医師を含む

(医師・歯科医師・薬剤師調査)